

【自由論題：中露パートナーシップ】

中露パートナーシップの利点

— 同盟の期待効用理論による考察 —

幹部学校教育部

1等空佐 武内 真理

はじめに

中国は、隣国ロシアとの二国間関係を「パートナーシップ」の枠組みの中で構築してきた。中国は政治、経済、軍事と多角的にロシアとの関係を深化させつつ、両国を含む多国間の枠組みを次々と創設し、まさに「新時代の全面的戦略協力パートナーシップ」を築いている。

その一方で、中露がパートナーシップに替えて軍事同盟を形成するのではないか、という議論は広く関心を集めてきた。中露関係を規定する条約である中露善隣友好条約¹の更新期限を2021年に控えて、同条約に相互防衛条項が追加され中露軍事同盟が結ばれる可能性についてさかんに報じられたのは記憶に新しい。中露両国はこれまで繰り返し同盟形成を否定しているが、2022年2月24日のロシアによるウクライナの全面侵攻が開始された影響もあってか、中露の軍事同盟形成の可能性については、後述のとおり様々な角度から分析した論文が現在まで発表されている。

本研究は、「同盟の効果」という観点から、上記の問いに答えることを目的とする。具体的には、中露同盟の形成はパートナーシップ関係を維持する以上の利点があるのかについて、マイケル・アルトフェルド²が示した、同盟に係る期待効用理論に着目して考察する。

アルトフェルドの理論は、各国政府が軍事同盟の形成を選択するプロセスについて、①安全、②富、③自律性の3つを効用関数として定量的に分析するものである。本理論は、中国がロシアとの同盟形成を選択するかを検証する分析枠組みとしては適しているものの、昨今のグローバル化に伴う経済の複雑化、各国政府の発表に見え隠れする情報統制により、分析手法を定量的

とすることは妥当とは言えない。そこで本稿では、アルトフェルドの理論を定性的な分析枠組みとして採用する。まず、アルトフェルドの理論について整理した上で、中露パートナーシップを概括し、中露協力の実態について、効用関数である①安全、②富、③自律性を軸に分析を行う。

結論として、中国がロシアとの関係をパートナーシップから同盟へ変更した場合、効用関数はいずれも極大化されない。つまり、中露同盟形成による効果は限定的であることから、中国にとっては現状維持が最も合理的であると本稿は主張する。ただし、中国が今後も中露パートナーシップを維持して同盟を形成しないことは、中露関係の伸展に限界があることと同意ではない。又、国家が常に合理的選択をすることも限らない。したがって、中露関係に注目し続けることは、我が国の安全保障にとって必要不可欠であるという展望を描く。

本稿の構成は、次のようになる。第2章において、先行研究を概観し、研究の意義について述べる。第3章は、アルトフェルドの同盟の期待効用理論について説明する。第4章では、中露のパートナーシップの変遷を概括した上で、アルトフェルドの理論において示された3つの効用関数である①安全、②富、③自律性の観点から、パートナーシップにおける中露協力の実態を詳述する。第5章においては、中国にとって中露関係は、同盟よりパートナーシップである利点の方が大きいと主張する。終章では、パートナーシップの拡張性と同盟の関係について言及する。

2 先行研究と研究の意義

フェン・フィユン及びフー・カイによれば、中露が軍事同盟を結ばない理由に関する先行研究は、①便宜上の枢軸、②ソフト同盟、③一極化症候群の3つに大別される³。①便宜上の枢軸とは、中露間には根深いイデオロギー的、歴史的、地政学的相違があるため、同盟を結ぶには至らないというものであり、②ソフト同盟は、軍事同盟の追求には消極的であるものの、米国を共通の外的脅威として現行のパートナーシップ関係が将来、本格的な同盟となる可能性を指摘する。③一極化症候群は、米国と他の国々との間の大きな力の不均衡という構造的障害により、中露が米国と正面から対立する同盟を結ぶことを回避しているというものである。

これらの議論に加え、近年はより多角的な研究が発表されている。例えば、同盟形成の意思決定における指導者の役割に注目した信念のバランス議論⁴

や軍事連携に係るフレームワーク⁵が提起された他、中国の専門家コミュニティ内の中露関係に係る論調から中国の国内事情に迫る⁶といった研究が挙げられる。ウクライナ戦争の長期化に伴い、中露関係に向けられる関心は益々高まっているといえよう。

では、果たして中国は、中露関係をパートナーシップから同盟へと変更するのであるか。そもそも同盟形成により獲得が期待される利点は、現行のパートナーシップでは得られていないのか。中露同盟の形成はどのような効果があり、それは中国にとって政策を変更する動機たり得るのか。これまでの研究では、これらの点が十分に論及されてこなかった⁷。

そこで本稿では、これまでパートナーシップの下で推進された中露協力の実態について、アルトフェルドの同盟の期待効用理論に基づいて分析し、パートナーシップの利点及び同盟形成の非合理性を明らかにする。パートナーシップを同盟理論から検証し、その上で中露関係を考察することには、一定の研究上の意義があると考ええる。

3 同盟の期待効用理論

グレン・スナイダーによれば、同盟とは「加盟国の安全もしくはその勢力の増強を意図した、他の諸国家に対する軍事力の行使のための諸国家の公式の結びつき」をいう⁸。同盟の主たる利益は、安全保障の確保である。一方、不利益としては、望まない国際危機や戦争に巻き込まれる恐怖や同盟国に見捨てられる恐怖から、行動の自由が制限されるコストが発生する点が挙げられる⁹。これがいわゆる同盟のディレンマであり、同盟国はこの同盟のディレンマを抱えながら、敵対国に対する「対敵ゲーム」及び同盟を結んだ諸国間での「同盟内ゲーム」を展開する。併せて、同盟国は同盟の一体性を維持するため、同盟国間で対外政策や軍事政策に係る分担等の調整を含む「同盟管理」を行う必要性に迫られる¹⁰。

このように同盟の形成にはコストが伴うが、そもそも同盟の主たる利益である安全保障の確保は、同盟に限らず自力での軍備増強によっても達成し得るものである。アルトフェルドは、「国家は期待効用の極大化を図る主体である」と仮定した上で、国家が同盟を形成するか自力での軍備増強を図るかを選択するに際しては、①安全、②富、③自律性の3つの効用関数が作用すると指摘した¹¹。その上で、国家が新たに同盟を形成する場合は、同盟のコストにより③自律性が制約されるというトレードオフが発生し、自力での軍備

増強によって安全を確保する場合は、②富が減少するというトレードオフが生じると言及した¹²。国家はこれらのトレードオフを考慮しつつ、「③自律性に制約が加わっても軍備増強にかかるコストを回避することで②富の増大が期待できる」として同盟を形成する選択をするか、「同盟よりも独力で安全を確保する方が適当」と考えて自力での軍備増強を選ぶ、あるいは、「同盟に伴う制約が許容できなくなった」ことにより同盟から自力での軍備増強にシフトする、のいずれかの判断を下す¹³。

このアルトフェルドの理論を踏まえ、本稿では、①安全を「パートナーシップ下の中露協力」から、②富は「軍備増強にかかるコスト」に着目して、③自律性については「同盟の形成が自律性に及ぼす制約」の観点から分析する。次章では分析結果を踏まえ、中露が同盟を形成する妥当性について検証する。

4 中露パートナーシップにおける協力の実態

本章では、まず中露のパートナーシップの変遷を概括する。続いて、パートナーシップ下の中露協力について、アルトフェルドによる同盟の期待効用理論で示された3つの効用関数に係る実態を確認する。

（1）中露パートナーシップの変遷

1991年12月24日のソ連崩壊後に成立したロシアは当初、西側諸国との外交を重視¹⁴した。そのため、中露間で首脳級外交が行われたのは、ロシア建国から約1年が経過した1992年12月のボリス・エリツィン大統領による訪中であった。その際、二国間関係は「善隣友好」から出発した¹⁵。

中露関係が初めて「パートナーシップ」と表現されたのは、1994年1月に、エリツィンが江沢民へ宛てた親書においてであった¹⁶。エリツィンは中露二国間関係を「建設的パートナーシップ」とすることを提起し、同年9月の中露共同宣言において、この「新型パートナーシップ」は「善隣友好」の発展段階として位置づけられた¹⁷。1996年4月には、中露パートナーシップはロシアの要望に基づき「戦略協力パートナーシップ」に格上げされたが、その際、中国はパートナーシップについて、「同盟の性格をもたず、世界の多極化の進展のなかの新鮮な事物である」と再定義している¹⁸。

その後、国境画定に伴う領土問題の解決、信頼醸成、国境沿いの軍隊の撤退等を経て、中露善隣友好条約の締結から十周年となる2011年には、戦略協力パートナーシップに「全面的」という形容詞がつけられた¹⁹。2012年11

月に中国共産党総書記に就任²⁰した習近平は、同年5月にロシア大統領に再就任したウラジミール・プーチンとともに、この全面的戦略協力パートナーシップの下で中露関係を推進した。2019年になると、中露関係には習近平の代名詞である「新時代」が冠され²¹、「新時代の全面的戦略協力パートナーシップ」へと格上げされた。

以降、パートナーシップの修辞に変更はないものの、2022年2月4日の中露共同声明では「中露両国の友好に限度はなく、協力にタブーはない」と表明され²²、2023年3月21日の中露共同声明においては、ロシアのウクライナ侵攻を受けても、両国は関係を深化させていくことで合意した旨が示された²³。続く2024年5月17日の中露共同声明では、両国間の軍事演習の増加及び規模の拡大について述べられ、軍事協力を推し進める方針が打ち出されている²⁴。このように、中露共同声明という両国首脳によるメッセージングからは、中露関係はパートナーシップの下で着実に進展していることが窺える。次節以降はその実態をみていく。

（2）パートナーシップ下の中露の軍事協力

アルトフェルドが示した効用関数のひとつ目である①安全について、中国は現在、同盟ではなく²⁵自力での軍備増強により安全保障を担保している。ここでは、この①安全に係る中国の選択に影響を及ぼしたと考えられる中国の軍事力について概括した上で、中露軍事協力の事例として軍事演習を取り上げる。

中国の軍事力は、陸上（万人）、海上（万トン）、航空兵力（機数）のいずれも世界のトップ3以内である。加えて中国は核戦力も保有しており、核の運搬手段への投資や弾頭の増産にも力を入れている²⁶。つまり中国は自国を守り得る戦力を保有しているとみられ、ロシアとの同盟によって安全保障を確保する差し迫った必要性は認められない。

次に、軍事演習についてみていく。防衛省によれば²⁷、中露両国は2003年以降、上海協力機構（SCO）の枠組みで実施された対テロ共同演習を皮切りに、共同で軍事演習を実施するようになった。2012年には、中露の全面的戦略協力パートナーシップの発展を目的として²⁸中露海上共同演習が開始され、2018年からはロシアの年次戦略指揮・参謀部演習に中国が参加している。その後、2019年には中露双方の爆撃機による共同飛行が、そして2021年には中露艦艇による共同航行が始まった。2021年からは、中国の戦略演習にロシアが参加している。この他、実働演習ではないが、2016年にコンピューター

シミュレーションによるミサイル防衛に関する中露共同演習が実施された。その際、ミサイル発射に関する早期警戒システムやミサイルに関する機微な情報も両国間で共有されたとみられている²⁹。

中露軍事演習については、前述のとおり多領域で実施されていることに加えて、ロシアと集団安全保障条約機構（CSTO）加盟国が実施してきた年次戦略指揮・参謀部演習に、ロシアの同盟国ではない中国が参加したことは特筆に値する。ロシアの年次戦略指揮・参謀部演習は、4つの軍管区が一年ごとに持ち回りで実施されているが、その内のひとつである「ヴォストーク」（ロシア語で「東」の意味）は、もともと中国を仮想敵のひとつとして実施されていた。にもかかわらず、2018年に実施された「ヴォストーク 2018」には中国が「友軍」として参加³⁰し、以降、他の軍管区が実施する年次戦略指揮・参謀部演習にも参加している。

（3）中国の軍備増強にかかるコスト

2つ目の効用関数である②富について、アルトフェルドは、自力での軍備増強によって安全を確保する場合は減少すると述べている。③自律性に制約が加わっても、軍備増強にかかるコストを回避することで②富の増大が期待できるために、国家は同盟形成を選択するという理論である。本節では、まず中国の国防予算を確認し、武器貿易を軸に軍の位置づけについてみていく。

2023年の中国の国防予算は1兆5,537億万元（約31兆740億円）であり、中国の国家予算（中央一般公共予算）21兆7,300億元（約434兆6,000億円）の約14%を占めた³¹。2024年の中国国防予算をみると、前年度予算額からの伸び率は約7.2%、名目上の規模は、1994年度から30年間で32倍、2014年度から10年間で約2.1倍となっている³²。中国は①安全のために、自力での軍備増強に相当の国家資源を分配しているといえる。

中国の国防予算については、内訳が不明瞭で、外国からの装備品購入費や研究開発費等は含まれていないとの指摘もある³³。装備品については、1989年の天安門事件により西側諸国が武器禁輸措置をとった³⁴ことで欧米から軍事支援が得られなくなった中国は、その調達先をロシアに変更した。軍の近代化を目指す中国と、ソ連崩壊後の国家経済の収縮と国防予算の削減により国防産業に打撃を受けて経済を活発化させる必要があったロシアの、双方の事情がうまく噛み合ったことで、武器貿易は中露軍事協力の重要な要素となった。

1992年、中国はロシアとの間で軍事技術協力に関する政府間混合委員会

（the Mixed Intergovernmental Commission on Military-Technical Cooperation: MICMTC）を設立し、軍事技術協力を公式化した。Su-27、Su-30MKK、Su-30MK2、キロ級潜水艦、ソブレメンヌイ級駆逐艦、S-300やTor地对空ミサイルシステムを含む大量のロシア兵器が中国に輸入され、中露の武器移転量は、1999年から2006年にかけてピークを迎えた³⁵。その後、中国のリバースエンジニアリング問題³⁶により2007年以降は減少に転じたものの、2008年に「軍事技術協力における知的財産に関する協定」が締結され、ロシアからS-400、SA-10、Su-35、戦闘機用エンジンが中国へ移転された³⁷ことにより、2018年前後は中露の武器移転量が再び増大した。

しかしながら以降は比較的低い水準で安定している。その理由として、中国の兵器製造能力が向上³⁸したことにより、ロシアから完成品の武器を輸入するあるいは技術支援を受ける必要がなくなったためとの指摘がある³⁹。その一方で、2020年10月のヴァルダイ会議においてプーチン大統領が、「中露両国は軍事及び防衛産業に係る協力について、武器貿易だけではなく、軍事技術の共有についても高水準の交流を達成した」と発言しており⁴⁰、今後、新たな装備品の売買契約が結ばれる可能性はある⁴¹。

外国からの装備品購入費に関しては、中国の2023年の武器輸入額は1,400万ドル（1ドル＝154円換算で21億5,600万円）で⁴²、過去5年で44%減少した。2019-23年の外国製武器購入国順位表では、これまでより順位を下げて10位となった⁴³。この背景には武器の国産化があるとされ、中国は武器輸出において、40か国の販売先⁴⁴に2億800万ドル（1ドル＝154円換算で320億3,200万円）を売り上げている⁴⁵。

こうした武器貿易について、かつて中国は「革命外交」の政策に基づき、社会主義国及び発展途上国に武器を無償で援助していた。「改革開放」以後は、被援助国の状況に合わせて無償、有償、コスト收取方式、借款、バーター貿易といったさまざまな方式の武器輸出を行ってきた⁴⁶。現在、中国の国防産業は10個の集团公司により構成されており、核兵器、ミサイル・ロケット、航空機、艦艇、情報システムなどの装備品を開発・生産している⁴⁷。

中国の国防産業は、「銃口から政権が生まれ」た中華人民共和国の建国において中心的な役割を果たした軍を支えてきた。国防産業と軍は、1992年に加速された「改革開放」以降、特に地方で結びつきを深め、軍産複合体を形成した⁴⁸。湾岸戦争を経て、高度な科学技術の軍への取り込みが急務となり、その後「情報化戦争」への対応が求められる中で、2005年には軍産複合体を

は認する「軍民⁴⁹融合」の概念が提唱された。2015年になると、「軍民融合」は国家戦略へと格上げされて、習近平が主任を務める中央軍民融合発展委員会⁵⁰及び「軍民融合発展戦略」の下で、中国は経済建設と国防建設を一体化させ、国家資源を国防・安全保障関連に増配することについて正当化している⁵¹。

軍の位置づけについて、中国は中国共産党全国代表大会の報告や国防白書において、「世界一流の軍隊」を建設すると述べている⁵²。つまり、中国にとって軍備増強は、国際及び国内の政治政策に加え、経済政策上においても不可欠な要素となっている。

（４）パートナーシップ関係における自律性

③自律性については、まず中国の外交政策について概観した上で、ロシアが当事者となった紛争への中国の対応から、中露関係における中国の自律性の度合いを推し量る。

中国の外交政策は、1949年の建国以降、およそ10年ごとに変化⁵³してきた。1950年代はソ連と同盟を結び「向ソ一辺倒」の方針を掲げたが、中ソ対立により、1960年代は米国とソ連を敵と設定した「反米・反ソ二条線」に転向した。1970年代になると、敵であった米国との関係を正常化し、ソ連を主要敵と設定した「一条線」の時期を迎えた。その後、1980年代は、敵も味方も設定せず、米ソと等距離を置く「独立自主」路線が敷かれた。冷戦終結後の1990年代は「韜光養晦」をスローガンとし⁵⁴、2000年代以降は「パートナーシップ」外交が推進された。

こうした変遷を経て、中国は、①領土・主権の相互尊重、②相互不可侵、③相互内政不干涉、④平等互惠、⑤平和共存の5つの原則を総称した「平和五原則」⁵⁵と、米ソいずれの大国にも依存せず、そのどちらとも同盟や戦略関係を結ばない「独立自主」⁵⁶を外交における二大基本原則に据えた。つまり中国は外交政策において、領土・主権に係る①安全と、独立自主に通じる③自律性とを等しく重んじている。

次に、ロシアが当事者となった紛争への中国の対応をみていく。

2008年にロシア・ジョージア紛争が生じた際、中国は、ロシアが国家承認したアブハジア及び南オセチア共和国の独立に賛同しなかった。チベット自治区及び新疆ウイグル自治区を抱える中国にとって、未承認国家問題は両自治区の独立機運に影響を及ぼしかねないセンシティブな問題であり、中国はロシアに対し、軍事支援も政治的な支援も行わなかった⁵⁷。

ロシアとウクライナの紛争については、中国は2014年のロシアによるク

リミア併合を承認していない。また、国連安保理及び国連総会における、2014年のクリミアの地位変更に係る住民投票を無効とするウクライナの領土保全決議及び2022年のロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議等に関する投票について、中国はすべて棄権し、拒否権の行使や反対票の投票を行わなかった⁵⁸。加えて、2023年2月には、「ウクライナ戦争の政治的解決に関する中国の立場」と題するポジション・ペーパーを中国外交部が発表し、中国はロシアに対する支援も非難も表明せず、中立の立場を示した⁵⁹。

そして中国はロシアと西側諸国との間で板挟みになりながらも、2024年5月にはブラジルとともに、ウクライナ和平案として、共同声明「ウクライナ危機の政治的解決のための中国とブラジルによる六項目のコンセンサス」を発表し⁶⁰、同年9月には、同和平案を推進する「平和の友」グループを国連に設置した⁶¹。

このように、中国はロシアが紛争状態にあっても、中国国内の問題に波及しそうな国家承認や併合については、承認しないことを選択した。又、中立を表明するにあたっては、「冷戦思考の排除⁶²」というかねてからの自らの主張も併せて言及した。そしてポジション・ペーパーの発表が、「グローバル・サウスから、中国が「責任あるステークホルダー」であると認識されようとする試みである」との批判⁶³を受けると、中国はウクライナ和平案の提示にかこつけて、グローバル・サウスとの連携強化や国連の活用といった、中国自身の政治目的を追求した。中国はいまや、米国に代わるかのような仲裁者として振舞っている。

5 同盟の期待効用理論に基づく考察

前章では、パートナーシップ下の中露協力について、①安全、②富、③自律性の観点から実態を整理した。とはいえ、これらの要因に相互排他的なものはないという点には留意が必要である。本章では、同盟の期待効用理論に基づき中国が期待効用の極大化を図る主体であると仮定した上で、中露パートナーシップを維持し自力での軍備増強を図る、もしくは中露同盟を形成する、という選択肢のどちらが、安全保障を確保する上で中国にとってより合理的であるかについて分析する。

（1）安全

中国は、自力での軍備増強により世界有数の軍事力を有し、自国の安全保障を担保している。ロシアと同盟を結んではないものの、中露軍事演習については、パートナーシップ下で領域の範囲及び演習内容の質ともに向上し

ている。中露両国は、かつて領土争いを繰り広げ、相互を対象として国境沿いに部隊を配備していたが、同盟関係になくとも「敵」から「友」となり、それぞれの戦略演習に互いを参加させている。つまり、①安全に係る軍事協力について、「同盟国であること」は必要条件ではない。①安全の観点からは、ロシアとはパートナーシップ関係であることが中国にとって利点があり、合理的である。

（２）富

中国は、パートナーシップ下においてもロシアから軍事技術及びノウハウに係る十分な支援の提供を受け、武器の複製能力及び革新能力を向上させて「中国国産兵器」を製造・輸出し、武器貿易においてロシアの競争相手⁶⁴となるまでに成長した。

中国は国家予算の14%を国防予算に振り向けている。①安全を同盟に依拠することでこうした軍備増強のコストを低減できるかについては、中国の政策上、困難と考えられる。すなわち、「世界一流の軍隊の保有」という国内政治上の目的達成のためには、同盟形成にかかわらず軍備増強を続けるしかない。②富の側面において、同盟形成が軍備増強にかかるコスト回避には結びつかないことから、中国がロシアとの同盟形成を選択する必然性は生じ得ない。

（３）自律性

仮にロシアと同盟を形成した場合、中国はロシアの政策に巻き込まれ、戦闘行為を強いられる恐れがあるだけでなく、ロシアと対峙する陣営からの制裁によって、外交及び経済に大きなダメージを受けることになる。そして同盟下では、ロシアから中国に対する支援要望は広範かつ大きくなると見込まれ、万が一、ロシアが紛争に破れたり、所望の成果を得られないまま停戦に至ったりする事態となった場合、中国の支援が不十分であったとロシアが中国に不満を持つ恐れもある。

中露関係がパートナーシップであることで、これらの危険性を回避し、国連決議の投票行動においても、ポジション・ペーパーで表明する立場についても、ロシアの意向を強制されることなく、中国の利害に基づき決定している。ウクライナ問題に係る中国の中立は「ロシア寄りの」中立⁶⁵であると批判されてはいるものの、中国はロシアと一蓮托生ではなく、「独立自主」を維持している。つまり、③自律性の観点からは、中国にとってロシアとはパートナーシップを維持することが合理的である。

（4）まとめ

アルトフェルドは、国家が①安全を確保するための手段として、同盟又は自力での軍備増強のどちらを選択するかは、同盟の効果がどれほど期待できるかによると述べた。国家が新たに同盟を形成する場合、同盟により①安全は確保され、自力での軍備増強のための資源の分配が局限できるため②富におけるメリットが生じるものの、同盟のディレンマにより③自律性が制約される。他方、自力での軍備増強によって①安全を確保する場合は、③自律性は確保されるが、軍備増強に資源を充てる必要があるため②富が減少する。国家は、このトレードオフを踏まえて期待効用を極大化する主体であると仮定される。

中露関係をみると、中国がロシアと同盟を形成することによって①安全を確保する場合、中国の政策上、②富のメリットとされる「自力での軍備増強のための資源の分配局限」は極めて限定的であると言わざるを得ない。加えて、同盟のコストにより③自律性が制約される点について、中国は「独立自主」の政策上、許容することが難しい。他方、中国が自力での軍備増強によって①安全を確保する場合、中露協力はパートナーシップ下で①安全、②富、③自律性のいずれにおいても十分な成果を得られている。総じて、パートナーシップの利点は同盟形成の効果を上回っていることから、中国にとって中露関係はパートナーシップであることが合理的であり、同盟にシフトする合理性は見いだせない。

おわりに

本稿では、同盟の理論を用いて中露パートナーシップを検証した。ここまでみてきたとおり、中国にとって、中露パートナーシップの利点は同盟形成の効果よりも大きく、中国には中露同盟形成のインセンティブが働かない状況である。とはいえ、パートナーシップ下で中露関係は深化し続けており、「中露が同盟を結ばない限り、中露関係が日本に及ぼす影響は限定的である」、ということの意味しない。ついては、今後も中露両国関係に注目し続ける必要がある。

最後に、パートナーシップについて触れる。そもそも、パートナーシップはどのように理論化を進めるべきなのだろうか。例えば、準同盟⁶⁶の派生形とみなした場合、中露両国は、北朝鮮との間でそれぞれ同盟を結んでいるが、北朝鮮をハブとした準同盟関係として網状型の同盟体系⁶⁷が発展するとは考

えにくい。それよりも、同盟の結束戦略⁶⁸の理論の方がより適切に関係性を表している。中露の大国間連携は防衛条約ではなく不可侵条約であり、「共通の防衛」ではなく、「他の大国が得ようとしている利益を承認する中立性」を連携の根拠とすべき⁶⁹との考え方もある。

中国は、同盟を「冷戦の遺物」として否定し、パートナーシップこそが新しい国家間関係の枠組みであると主張している。その上で、中国はパートナーシップを恣意的に類型化⁷⁰して運用しており、ロシアはパートナーシップの名称を用いつつも、自動参戦条項の有無で弁別⁷¹している。このようにパートナーシップの「実践」が先行する中、いち早い理論化が待たれる。

¹ 中ソ友好同盟相互援助条約が1980年に失効して以降、20年ぶりに締結された条約。中露善隣友好条約は攻守同盟ではないが、第9条では「現れた脅威を取り除くために協議すること」を約しており、軍事協力を進める可能性を秘めている。石井明「中露関係—“同盟”の崩壊から新型国際関係モデルを求めて—」立命館大学社会システム研究所『社会システム研究』第32号、2016年3月、196頁、ritsumei.ac.jp/acad/re/ssrc/result/memoirs/kiyou32/32-08.pdf（2025年1月14日アクセス）。

² Michael F. Altfeld, “The Decision to Ally: A Theory and Test”, *The Western Political Quarterly*, Dec., 1984, Vol.37, No.4, pp. 523-544. <https://www.jstor.org/stable/448471> (last visited January 14, 2025).

³ Huiyun Feng, Kai He, “Why will China and Russia not form an alliance? The balance of beliefs in peacetime”, *International Affairs*, volume 100, Issue 5, September 2024, pp. 2089-2112. <https://doi.org/10.1093/ia/ilae184> (last visited January 14, 2025).

⁴ *Ibid.*

⁵ Oriana Skylar Mastro, “Sino-Russian Military Alignment and its Implications for Global Security”, *Security Studies*, Volume 33, Issue 2, 2024, pp. 254-290. <https://doi.org/10.1080/09636412.2024.2319587> (last visited January 14, 2025).

⁶ Rebekka Asnes Sagild, Christopher Weidacher Hsiung, “Chinese Re-Examinations of Russia? The Strategic Partnership in the Wake of Russia’s War Against Ukraine”, *Journal of Contemporary China*, Jun., 2024. <https://doi.org/10.1080/10670564.2024.2358876> (last visited January 14, 2025).

⁷ 中露パートナーシップ自体を「自由度の高い国家間関係」とであると評価する研究としては、例えば次のものがある。Vidya Nadkarni, *Strategic Partnerships in Asia: Balancing without Alliances*, London: Routledge, 2010, p. 45.

⁸ Glenn H. Snyder, “Alliance Theory: A Neorealist First Cut”, *Journal of International Affairs*, Volume 44, No.1, 1990, pp. 104-105.

⁹ *Ibid.*, pp. 106, 108.

¹⁰ *Ibid.*, p. 112.

¹¹ Altfeld, “The Decision to Ally: A Theory and Test”, p. 524.

¹² *Ibid.*, p. 526.

¹³ 樋渡由美「「中国の台頭」と同盟理論」東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』54巻第2号、2003年3月、82-83頁。KJ00004191903.pdf（2025年1月14日アクセス）。

- 14 ロシアは当初「西欧一辺倒」の政策をとり、社会主義を否定したため、対中関係も不活発であった。後に全方位的バランス外交へ転じる。細部は、三井光夫「露中関係—ロシアからの視点—」防衛研究所『防衛研究所紀要』第1巻第2号、1998年11月、66頁、nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j1-2_4.pdf（2025年1月14日アクセス）。
- 15 石井「中露関係—“同盟”の崩壊から新型国際関係モデルを求めて—」189頁。
- 16 同上。
- 17 増田雅之「中国の大国外交—「戦略パートナーシップ」をめぐる—」財団法人霞山会編『東亜』第402号、2000年12月、3-4頁、asia.sfc.keio.ac.jp/JP/thesis/MasayukiMasuda/Tohya0012.pdf（2025年1月14日アクセス）。
- 18 同上、4-5頁。「戦略」という形容がかつての同盟関係を彷彿とさせ、様々な憶測を呼んだために整理が必要となった。
- 19 飯田将史「既存秩序の変革を目指す中国の戦略」防衛研究所『中国安全保障レポート2024 中国、ロシア、米国が織りなす新たな戦略環境』、2023年、17-18頁、nids.mod.go.jp/publication/chinareport/pdf/china_report_JP_web_2024_A01.pdf（2025年1月14日アクセス）。
- 20 2013年3月の第12期全人代第1回会議において、国家主席と国家中央軍事委員会主席に選出された。
- 21 2017年10月の中共第19回党大会において、中国共産党規約に「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」と記載されたことを契機に、「新時代」という単語は習近平の治世の代名詞として使われている。中露パートナーシップにも反映されたことで、習近平色が加味されたと言える。益尾知佐子「2023年中ロ共同声明と世界の分断」日本国際問題研究所『米中関係を超えて：自由で開かれた地域秩序構築の『機軸国家日本』のインド太平洋戦略』2023年3月、9-1、9-2頁、jiiia.or.jp/pdf/research/R04_Indo-Pacific/JIIA_Indo-Pacific_research_report_2023.pdf（2025年1月14日アクセス）。
- 22 飯田「既存秩序の変革を目指す中国の戦略」20頁。
- 23 益尾「2023年中ロ共同声明と世界の分断」9-2頁。
- 24 山崎周「安全保障の逆説から見た中国による対露接近：習近平政権の国家安全保障への不安の源泉としての中露関係」東洋大学国際地域学部編『国際地域学研究』第28巻、2025年3月、30頁。
- 25 ただし中国は、北朝鮮との間には、北朝鮮が攻撃を受けた際に中国が軍事的な援助を含め支援するといういわゆる「自動介入条項」を含む中朝友好協力相互援助条約を締結している。同条約について細部は、堀田幸裕「更新された中朝友好協力相互援助条約—米中対立下での中国の思惑—」中国研究所『中国研究月報』第76巻第2号、2022年2月、11-23頁を参照。
- 26 防衛省『令和6年版 防衛白書』、2024年、mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/html/nl30202000.html#a5（2025年1月14日アクセス）。
- 27 防衛省「中露軍事連携の概観」、令和6年10月、mod.go.jp/j/surround/pdf/rus_ch_outline_202410.pdf（2025年1月14日アクセス）。
- 28 その他、両国海軍間の実務協力の深化及び両国海軍が海上における共同軍事行動によって安全保障上の脅威と挑戦に対応する能力の向上が目的とされた。飯田将史「進展する中国とロシアの軍事協力—共同軍事演習の多様化と高度化」防衛研究所『NIDS コメンタリー』第271号、2023年8月29日、nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary271.pdf。
- 29 飯田「進展する中国とロシアの軍事協力—共同軍事演習の多様化と高度化」、10頁。2017年には、2回目のミサイル防衛共同演習が実施されている。
- 30 「ヴェーストック」演習は、もとは対中戦争演習と対日戦争演習の二本立てで構成

される演習であり、中国は日本とともに仮想敵国とされていた。小泉悠「事後検証：ロシア軍秋季大演習『ヴォストーク 2018』」、国際情報ネットワーク分析 IINA、2018年10月10日、spf.org/iina/articles/koizumi-russia-boctokpost.html（2025年1月14日アクセス）。

³¹ 外務省「中国経済 主要経済統計データ」2024年5月、mofa.go.jp/mofaj/files/100479560.pdf（2025年1月14日アクセス）。

³² 日本の防衛関係費は7兆7,249億円であり、中国の国防予算は日本の約4.3倍の規模。防衛省『令和6年版 防衛白書』。

³³ 同上。

³⁴ 松崎みゆき「EUの対中武器禁輸措置解除問題」海上自衛隊幹部学校戦略研究会『海幹校戦略研究』、2012年5月(2-1)45-63頁、mod.go.jp/msdf/navcol/assets/pdf/ssg2012_05_04.pdf（2025年1月14日アクセス）。

³⁵ 小泉悠「米中対立とロシア—安全保障面における「問題としての中国」と「パートナーとしての中国」—五十嵐隆幸・大澤健編著『米中対立と国際秩序の行方—交又する世界と地域—』、東信堂、2024年、144-145頁。

³⁶ 中国がロシアから輸入した戦闘機、軍艦、潜水艦、地对空ミサイルシステムを違法にコピーしたことを指す。リバーズエンジニアリングにより設計・製造の技術的基礎を確立し、中国の国産兵器を開発することによって、中国の兵器産業及び軍事を強化した。Benjamin Kurylo, “Redefining alliances: Exploring the emergence of the China-Russia military axis”, *Comparative Strategy*, Volume 43, Issue 6, 2024, pp. 599-600. <https://doi.org/10.1080/01495933.2024.2409036> (last visited January 14, 2025).

³⁷ Mastro, “Sino-Russian Military Alignment and its Implications for Global Security”, p. 270.

³⁸ 2019-2023年における中国の武器輸出額は世界第4位、世界シェアは5.8%を占めており、武器輸出国としての地位を確立している。ストックホルム国際研究所『SIPRI年鑑2024軍拡、軍縮と国際安全保障 要旨』、2024年、11頁、sipri.org/sites/default/files/2024-10/yb24_summary_jp.pdf（2025年1月14日アクセス）。

³⁹ Kurylo, “Redefining alliances: Exploring the emergence of the China-Russia military axis”, p. 600.

⁴⁰ Valdai Discussion Club, “Transcript of the Plenary Session of the 17th Annual Meeting”, October 22, 2020, valdaiclub.com/events/posts/articles/Vladimir-putin-meets-with-members-of-the-valdai-club-transcript-17th-annual-meeting/?sphrase_id=1708769.

⁴¹ 例えば、原子力潜水艦の建造、極超音速技術、戦略ミサイル防衛やサイバーセキュリティ分野で、ロシアが技術支援を行っている可能性が指摘されている。Mastro, “Sino-Russian Military Alignment and its Implications for Global Security”, p. 272.

⁴² 通関ベース。日本貿易振興機構（ジェトロ）「中国の貿易投資年報」、2024年10月11日、jetro.go.jp/world/asia/cn/gtir。

⁴³ SIPRI Fact Sheet, “TRENDS IN INTERNATIONAL ARMS TRANSFERS, 2023”, March 2024, pp. 7-8. sipri.org/sites/default/files/2024-03/fs_2403_at_2023.pdf (last visited January 14, 2025).

⁴⁴ 中国の武器輸出額の61%はパキスタンが占めている。SIPRI Fact Sheet, “TRENDS IN INTERNATIONAL ARMS TRANSFERS, 2023”, p. 5.

⁴⁵ 通関ベース。日本貿易振興機構（ジェトロ）「中国の貿易投資年報」。

⁴⁶ 松田康博「中国の軍事外交試論—対外戦略における意図の解明—」防衛研究所『防衛研究所紀要』第8巻第1号、2005年10月、16-17頁、nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j8_1.pdf（2025年1月14日アクセス）。

47 防衛省『令和6年版 防衛白書』。

48 「改革開放」と並行して実施された「100万人兵員削減」等の軍の機構改革により、大量に発生した退役軍人への再就職や福利厚生を提供する母体として、密輸や土地開発を含む軍ビジネスが横行した。本来、退役軍人に対しては、徴兵がなされた故郷の地方自治体が適切な処遇を実施することになっていたが、財政難に喘ぐ地方自治体は、「自力更生」を推奨して部隊に特権を付与したため、軍産が結びつく土壤となった。弓野正宏「中国の対外政策決定における軍の影響—強硬路線に振れる対外政策の構造的要因—」日本国際問題研究所『国際秩序動揺期における米中の関係—中国の国内情勢と対外政策』2017年3月、167-173頁、www2.jiia.or.jp/pdf/research/H28_China/10-yumino.pdf（2025年1月14日アクセス）。

49 「軍」とは、軍隊及び武器・装備の生産・研究を担当する国防産業を指し、「民」とは「軍」以外の国有企業、民間企業、教育機関、研究所等を指すとされ、軍と国防産業は「軍産複合体」として、一体とみなされる。岩本広志、八塚正晃「中国の軍民融合発展戦略」防衛研究所『中国安全保障レポート2021—新時代における中国の軍事戦略』、2020年11月13日、56頁、nids.mod.go.jp/publication/chinareport/pdf/china_report_JP_web_2021_401.pdf。

50 同上、64頁。

51 土屋貴裕「中国・軍民融合発展戦略の新展開「一体化した国家戦略システムと能力」の構築」日本国際問題研究所『研究レポート「国家間競争時代の経済安全保障と日本外交」研究会』FY2023-3号、2024年1月19日、jiia.or.jp/research-report/economic-security-fy2023-03.html。

52 防衛省『令和6年版 防衛白書』。

53 細部は毛里和子『現代中国外交』、岩波書店、2018年、15-18頁を参照。

54 ただし、「韜光養晦」は冷戦後の中国の正式な対外方針ではないとの見解もある。山崎周「中国外交における「韜光養晦」の再検討：1996年から用いられるようになった国内の対外強硬派牽制のための言説」中国研究所『中国研究月報』72巻10号、2018年、1-16頁。

55 1954年にインドとの間で締結した、「中国チベット地方とインドとの間の通商交通に関する中印協定」の序文に謳われた。これらの原則自体は、19世紀ヨーロッパ国際社会のルールをまとめたもの。発展途上国や社会主義国にとっては、国際社会における独立確保のために重要な要件であり、中国の対外政策においても最重要準則とされている。毛里『現代中国外交』、21-22頁。

56 1950年代末のソ連との同盟の失敗及び1970年代の米国への戦略的依存により、自国の行動の自由を失ったという「苦い経験」から打ち出された外交政策である。独立自主の外交は、「真の不同盟」であるとされる。同上、34頁。

57 廣瀬陽子「「新冷戦」議論と米ロ関係改善の展望—グルジア紛争にみる両国対立と国内要因」日本国際問題研究所『国際問題』No.579、2009年3月、34頁。

58 「決議に拒否権を行使するようにモスクワが繰り返し求めてきたのを、あえて拒否した」との中国高官による非公式発言を引いて、棄権はロシアの行動を中国が支持していないことを意味している、と指摘する論調もある。パトリシア・キム「中ロ同盟のポテンシャルと限界—分断された世界と中ロの連帯—」『FOREIGN AFFAIRS REPORT』、2023年4月号、25頁。

59 次の12項目に関する中国の主張が記された。①各国の主権尊重、②冷戦思考の排除、③停戦、戦闘の終了、④和平対話の始動、⑤人道危機の解決、⑥民間人と捕虜の保護、⑦原子力発電所の安全確保、⑧戦略的リスクの減少、⑨食料の国外輸送の保障、⑩一方的制裁の停止、⑪サプライチェーンの安定確保、⑫戦後復興の推進。「ウクライナ戦争の政治的解決に関する中国の立場」、Ministry of Foreign Affairs, The People's Republic of China, "China's Position on the Political Settlement of

the Ukraine Crisis”, February 24, 2023, mfa.gov.cn/eng/zy/gb/202405/t20240531_11367485.html.

⁶⁰ 次の6項目に係るコンセンサスが必要であるとの主張がなされた。①3つの原則（戦場の拡大禁止、戦闘激化の禁止、戦争を煽ることを禁止）、②対話と交渉、③人道支援強化と捕虜の保護・交換、④大量破壊兵器の使用禁止、⑤原子力発電所等への攻撃に反対、⑥政治・経済のブロック形成に反対、サプライチェーンの安定確保。中国のポジション・ペーパーにおける主張がベースとなっている。

Brazil Planalto, “Brazil and China present joint proposal for peace negotiations with the participation of Russia and Ukraine”, May 23, 2024, www.gov.br/planalto/en/latest-news/2024/05/brazil-and-china-present-joint-proposal-for-peace-negotiation-with-the-participacion-of-russia-and-ukraine.

⁶¹ Ministry of Foreign Affairs, The People’s Republic of China, “Friends for Peace” Group on the Ukraine Crisis set up in the United Nations”, September 28, 2024, mfa.gov.cn/eng/wjzbzhd/202409/t20240929_11500459.html.

⁶² 中国は、同盟によって安全保障を確保する在り方を「冷戦の遺物」として否定している。NATOや日米同盟を批判し、戦略パートナーシップこそ新型の国家間関係であると主張する。こうした中国の安全保障観について、細部は次を参照。高木誠一郎「中国の「新安全保障観」」防衛研究所『防衛研究所紀要』防衛研究所創立50年記念特別号、2003年3月、68-89頁、増田雅之「中国外交と国際システム—NATOとの「戦略対話」提起の論理と行動—」防衛研究所『防衛研究所紀要』第7巻第2・3合併号、2005年3月、75-90頁、nids.mod.go.jp/publication/kiyopdf/bulletin_j5-2_5.pdf、増田雅之『大国間競争の新常態』インターブックス、2023年、36-37頁、nids.mod.go.jp/publication/perspective/pdf/j2023/j01.pdf。

⁶³ 国連総会のロシア非難決議等について、グローバル・サウス諸国は多くが賛成票を投じており、中国はその目を気にしてポジション・ペーパーを発出したのではないかと指摘されている。Sagild and Hsiung, “Chinese Re-Examinations of Russia? The Strategic Partnership in the Wake of Russia’s War Against Ukraine.”, p. 5.

⁶⁴ 2019-2023年における武器輸出額について、ロシアは世界第3位、中国は同第4位を占める。ストックホルム国際研究所、『SIPRI年鑑2024軍拡、軍縮と国際安全保障 要旨』、11頁。

⁶⁵ Kurylo, “Redefining alliances: Exploring the emergence of the China-Russia military axis”, p. 611.

⁶⁶ 準同盟とは、共通の同盟国と脅威認識を共有する国家間同士で実質的及び象徴的な防衛協力が実践される疑似的な同盟関係をいう。準同盟関係においては、当該国間での公式の同盟条約はなくとも、共通の同盟国を有する環境の下で防衛分野を軸とした対外関係が強化される。山崎周「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）構想下の日本の対フィリピン防衛協力—日比関係の新章としての準同盟の萌芽—」防衛研究所『安全保障戦略研究』第4巻、第2号、2024年3月、219頁。

⁶⁷ 北朝鮮と同盟国（中露）、北朝鮮の同盟国同士（中露）の2つのつながりが連動して強まるネットワーク型の同盟体系を指す。山崎、同上、207頁。

⁶⁸ 同盟の結束戦略については、山崎周「同盟理論における結束戦略から見た中朝関係と米国—米中対立の将来的展望への示唆—」日本防衛学会『防衛学研究』第68号、2023年3月を参照。

⁶⁹ Mastro, “Sino-Russian Military Alignment and its Implications for Global Security”, p. 261.

⁷⁰ 中国のパートナーシップ外交については、蘇浩「調和のとれた世界—中国外交の枠組みに見る国際秩序—」防衛研究所『国際共同研究シリーズ3 転換する中国—台頭する大国の国際戦略』を参照。nids.mod.go.jp/publication/joint_research/series3/pdf/series3-2.pdf（2025年1月14日アクセス）。

⁷¹ ロシアは、2024年6月に北朝鮮との間で自動参戦条項が含まれた包括的戦略パートナーシップを結び（同年12月4日に発効）、イランとは2025年1月に、同条項を含まない包括的戦略パートナーシップ条約の署名を行った。